

## あんしん空き家流通促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、中古住宅の流通促進による既存住宅ストックの活用と空き家の発生を抑制するため、中古住宅の売買時等に実施する既存住宅現況検査等に要する経費及び既存住宅売買瑕疵保険の加入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 現況検査等

- ア. 国土交通省が定める「既存住宅インスペクション・ガイドライン」に沿って、知事が別に定める団体に住宅現況検査の技術者として登録されている者が行う既存住宅現況検査
- イ. 「既存住宅状況調査方法基準」（平成29年2月3日付国土交通省告示第82号）に沿って同基準に規定される既存住宅状況調査技術者が行う既存住宅状況調査
- ウ. 上記、ア. 及びイ. に付随する検査等をいう。

(2) 住宅瑕疵担保責任保険法人

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条の規定により、国土交通大臣に指定された法人をいう。

(3) 既存住宅売買瑕疵保険

住宅瑕疵担保責任保険法人が販売する保険（以下「保険」という。）に加入した者が、既存住宅の買主に対して保険対象部分の隠れた瑕疵の瑕疵担保責任又は瑕疵保証責任を負う場合にその履行による損害に対して保険金が支払われる保険契約をいう。

(4) 保険料等

既存住宅売買瑕疵保険の保険契約者が、住宅瑕疵担保責任保険法人に支払う保険料金、検査料金、特約部分の追加検査料金及び書類審査手数料をいう。

(5) 所有者

既存住宅を所有する者で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

- ア 不動産登記簿に所有者として登記されている者
- イ 固定資産税課税台帳に所有者として登録されている者
- ウ 買主として上記ア、イに該当する者と売買契約を締結している者

(補助対象者)

第3 補助金の交付を受けることができる者は、既存住宅の所有者とする。

(補助対象住宅)

第4 補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 県内に所在する既存の住宅

(2) 居住を目的とする売買に供する一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。）

（補助金の種類、対象経費及び補助額）

第5 第1に規定する補助金の種類、対象経費及び補助額は、次の表のとおりとする。

種類	対象経費	補助額	交付の制限
既存住宅現況検査等補助金	現況検査等に要する経費	2分の1以内。 ただし、1戸当たり5万円を限度とする。	同一年度内においては、補助対象者一者当たり5戸までとする。
既存住宅売買瑕疵保険補助金	次のいずれかに該当する経費 ア 所有者である宅地建物取引業者が、保険の加入に要する保険料等 イ 所有者である売主又は買主が、保険の被保険者となる現況検査事業者に支払う保険料等相当額	2分の1以内。 ただし、1戸当たり5万円を限度とする。	同一年度内においては、補助対象者一者当たり5戸までとする。

（交付の申請等）

第6 規則第3条に規定する補助金等の交付の申請は、あんしん空き家流通促進事業補助金交付申請書兼実績報告書に知事が別に定める書類を添えて提出するものとする。

2 前項の規定による補助金等の申請は、既存住宅現況検査等補助金については、検査結果の報告日が属する年度の3月15日までに、既存住宅売買瑕疵保険補助金については、保険の始期が属する年度の3月15日までに行わなければならない。

（交付決定及び通知）

第7 知事は第6の規定に基づき、申請書の提出があったときは、所要の審査を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、交付決定及び額の確定を併せて行う。

（補助金の交付の請求）

第8 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、あんしん空き家流通促進事業補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

（書類の提出）

第9 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の提出部数は正副2部とし、申請に係る住宅の所在地を管轄する建設事務所の長を経由するものとする。

（補則）

第10 この要綱に規定する申請書等の様式その他補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。